

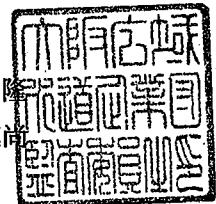
# 監査結果報告書

(平成25年11月14日付け報告)

企監第25号  
平成25年10月24日

大阪広域水道企業団議会議長 様

大阪広域水道企業団監査委員 坪内  
同 上西 克尚



監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により監査を執行した結果を、同条第9項の規定により下記のとおり報告します。

記

別紙監査の結果のとおり

## 検査の結果

### 1. 検査の概要

#### (1) 検査の範囲

平成 25 年 4 月から同年 7 月における水道事業会計及び工業用水道事業会計に係る現金の出納・保管

#### (2) 検査対象会計

水道事業会計及び工業用水道事業会計

#### (3) 検査実施日

平成 25 年 5 月 27 日から同年 8 月 29 日まで

#### (4) 検査実施方針

現金の出納・保管が適正かつ正確、確実、有利に行われていたかを検査した。

### 2. 検査の結果

現金の出納・保管は、適正であることを認めた。

## 監査の結果

### 1. 監査の概要

#### (1) 監査の範囲

平成 24 年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

#### (2) 監査対象機関

所管部局	監査対象機関
経営管理部	経営管理部
事業管理部	事業管理部、村野浄水場、庭窪浄水場、送水管理センター、北部水道事業所、東部水道事業所、南部水道事業所、水質管理センター
議会事務局	議会事務局
監査委員事務局	監査委員事務局

#### (3) 監査実施日

平成 25 年 7 月 30 日～同年 8 月 21 日

#### (4) 監査の実施方針

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行が、適正かつ効率的・能率的に行われているかを主眼として監査した。

### 2. 監査の結果

#### (1) 指示事項（効率性・経済性・有効性等の観点から改善・検討を指示するのが適当と認めたもの）

##### ア 支出関係

（経営管理部）

資本的支出として資産計上すべきであったにも関わらず、収益的支出として会計処理された事案があった。資本的支出と収益的支出の区分を適切に判断すべきである。

上記事項のほか、監査対象機関の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正であることを認めた。

## 参考資料

### 指示事項

(1) 支出関係	No.	頁
・経営管理部 ----- (資本的支出及び収益的支出の区分について)	1	1

## [資本的支出及び収益的支出の区分について]

## 指 摘 ・ 指 示 事 項 票

No. 1

監査(検査) 対象機 (会計)	経営管理部	監査(検査) 実施年月日	平成25年8月2日から 平成25年8月8日まで
処理区分	指示事項	業務区分	支出
<b>項目</b> 資本的支出として資産計上すべきであったにも関わらず、収益的支出として会計処理された事案があった。資本的支出と収益的支出の区分を適切に判断すべきである。			

## 事案の内容等

## 1 概要

資本的支出とすべきであったにも関わらず、収益的支出として会計処理された以下の事案が発見された。

文書番号	記票年月日	執行番号	金額(税抜)
企総51	2013年3月31日	24-371122-501(上水) 24-371131-501(工水)	1,310,000円

当該事案は、賃借物件である大阪広域水道企業団本部(3階及び4階)のレイアウト変更を目的としてパーテーションの新設工事を行ったものであるが、本部建物が賃借物件であり、恒久的なレイアウト変更ではないことを理由に収益的支出として処理したものである。

## 2 課題

建物附属設備であるパーテーションについては、一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき、資本的支出として固定資産に計上すべきである。

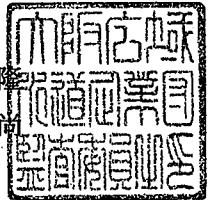
今後は、予算編成段階から最終的な会計処理の判断に至るまで、予算計上部門等で、支出の内容をもとに資本的支出と収益的支出の区分を判断し適切な会計処理が行われるように、大阪広域水道企業団内において改めて当該区分に関する考え方について周知徹底されたい。

企監第25号  
平成25年10月24日

大阪広域水道企業団議会議長様

大阪広域水道企業団監査委員  
同

坪内 隆  
上西 克尚



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を執行した結果を、同条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

別紙検査の結果のとおり

## 検査の結果

### 1. 検査の概要

#### (1) 検査の範囲

平成 25 年 4 月から同年 7 月における水道事業会計及び工業用水道事業会計に係る現金の出納・保管

#### (2) 検査対象会計

水道事業会計及び工業用水道事業会計

#### (3) 検査実施日

平成 25 年 5 月 27 日から同年 8 月 29 日まで

#### (4) 検査実施方針

現金の出納・保管が適正かつ正確、確実、有利に行われていたかを検査した。

### 2. 検査の結果

現金の出納・保管は、適正であることを認めた。